

(関係者相互の連携及び協働)

第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(地方公共団体の努力義務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、ドーピング防止活動を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 基本的施策

(人材の育成及び確保)

第十二条 国は、ドーピングの検査を行う者、これを補助する者その他のドーピング防止活動を担う人材の育成及び確保を図られるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の促進)

第十三条 国は、大学その他の研究機関が行うドーピング防止活動に関する研究開発を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び啓発の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有等)

第十五条 国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(国際協力の推進等)

第十六条 国は、前条第一項に定めるもののほか、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十九号

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第七百三十一条を次のように改める。

(婚姻適齢)

第七百三十一条 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。

第七百三十七条を次のように改める。

第七百三十七條 削除

第七百四十条中「第七百三十七条」を「第七百三十六條」に改める。

第七百五十三条を次のように改める。

第七百五十三條 削除

第七百九十二条中「成年」を「二十歳」に改める。

第八百四条の見出し中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改め、同条ただし書中「成年」を「二十歳」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(成年に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新法」という。)第四条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に十八歳に達する者について適用し、この法律の施行の際に二十歳以上の者の成年に達した時については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に十八歳以上二十歳未満の者(次項に規定する者を除く)は、施行日において成年に達するものとする。

3 施行日前に婚姻をし、この法律による改正前の民法(次条第三項において「旧法」という。)第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この法律の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。

第三條 施行日前にした婚姻の取消し

（女が適齢に達していないことを理由とするものに限る。）については、新法第七百三十一条及び第七百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に十六歳以上十八歳未満の女は、新法第七百三十一条の規定にかかわらず、婚姻をすることができる。

3 前項の規定による婚姻については、旧法第七百三十七条、第七百四十条（旧法第七百四十一条において準用する場合を含む。）及び第七百五十三条の規定は、なおその効力を有する。

（縁組に関する経過措置）
第四條 施行日前にした縁組の取消し（養親となる者が成年に達していないことを理由とするものに限る。）については、新法第四條、第七百九十二条及び第八百四條の規定並びに附則第二條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（恩給法等の適用に関する経過措置）
第五條 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

一 施行日の前日において恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条第一項から第三項までの規定による増加恩給について同法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定

二 施行日の前日において恩給法第七十三条第一項の規定による扶助料について同法第七十五条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

三 施行日の前日において恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第二十二條第一項の規定による増加恩給について同条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定

四 施行日の前日において恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三條第一項の規定による特例傷病恩給について同条第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 恩給法第六十五条第三項から第五項までの規定

五 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法第七十三条第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに同法第七十四条及び第八十条第一項の規定の適用については、同法第七十三条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、同法第七十四条及び第八十条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

六 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五條第一項及び第五項の規定による傷病者遺族特別年金に係る当該子に対する同条第六項において準用する恩給法（以下この項において「準用恩給法」という。）第七十三条第一項、第七十四条及び第八十条第一項の規定の適用については、準用恩給法第七十三条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、準用恩給法第七十四条及び第八十条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

（未成年者喫煙禁止法の一部改正）

第六條 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律
第一條、第四條及び第五條中「満二十年ニ至ラザル者」を「二十歳未満ノ者」に改める。

（未成年者飲酒禁止法の一部改正）
第七條 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律
第一條第一項、第三項及び第四項並びに第二條中「満二十年ニ至ラザル者」を「二十歳未満ノ者」に改める。

（児童福祉法の一部改正）
第八條 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六條中「第十九條の三、第五十七條の三第二項、第五十七條の三の三第二項及び第五十七條の四第二項を除き」を削る。

第六條の二第二項中「都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等（政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）を「小児慢性特定疾病児童等」と改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

この法律で、小児慢性特定疾病児童等とは、次に掲げる者をいう。
一 都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童（以下「小児慢性特定疾病児童」という。）
二 指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。以下「成年患者」という。）

第十九條の二第一項中「に係る小児慢性特定疾病児童等」を「に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定を受けた成年患者（以下この条において「医療費支給認定患者」という。）に、「当該小児慢性特定疾病児童等」を「当該小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定保護者」という。）の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加え、同条第二項第一号中「食事療養をいう。」の下に「次号」を、「医療費支給認定患者」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加え、同項第二号中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。

第十九條の三第一項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者（小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者をいう。以下この条、第五十七條の三第二項、第五十七條の三の三第二項及び第五十七條の四第二項において同じ。）を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に「第六條の二第二項」を「第六條の二第三項」に改め、同条第三項中「第六條の二第二項」を「第六條の二第三項」に改め、同条第四項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に改め、同条第七項中「小児慢性特定疾病児童等」を「小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定保護者」という。）の下に「又は当該医療費支給認定を受けた成年患者（以下「医療費支給認定患者」という。）」を加え、同条第九項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同条第十項中「当該小児慢性特定疾病児童等」を「当該小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定保護者」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加える。

第十九條の五第一項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同条第二項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を、「当該医療費支給認定患者」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加える。

第十九條の六第一項第二号及び同条第二項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。

第二十五條の九第一項中「第六條の二第二項」を「第六條の二第二項第一号」に改める。
第二十五條の二第一項中「次項において「延長者等」という。」を削り、同条第二項中「延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。」を削る。

第三十一条第四項後段及び同項第一号を削り、同項第二号中(前号に掲げる者を除く。)を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第三十三条第十項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られている」に改め、同項各号を削る。

第三十三条の七中「児童等」を「児童」に改める。

第三十三条の八第一項中「児童等」を「児童」に改め、同条第二項中「に係る児童等」を「に係る児童」に、若しくは児童福祉施設に入所中の児童等」を「児童福祉施設に入所中」に改める。

第三十三条の九及び第四十七条中「児童等」を「児童」に改める。

第五十七條の三第二項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者」に改める。

第五十七條の三第三項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者又は小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者」に改める。

第五十七條の四第二項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者」に改める。

第九條 施行日前に前条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という。)の規定によりなされた認定等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)であつて児童(児童福祉法第四條第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)以外の満二十歳に満たない小児慢性特定疾病児童等(旧児童福祉法第六條の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)に係るもの又はこの法律の施行の際現に旧児童福祉法の規定によりなされている認定等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)であつて児童以外の満二十歳に満たない小児慢性特定疾病児童等に係るものは、施行日以後における前条の規定による改正後の児童福祉法(以下この条において「新児童福祉法」という。)の適用については、新児童福祉法の相当規定により成年患者(新児童福祉法第六條の二第二項第二号に規定する成年患者をいう。以下この条において同じ。)に対してなされた処分等の行為又は成年患者によりなされた申請等の行為とみなす。

(競馬法等の一部改正)

第十條 次に掲げる法律の規定中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

一 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第二十八條

二 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第九條

三 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第十三條

四 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第十二條

五 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第九号)第二條

(水先法の一部改正)

第十一條 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第三十條第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「二十歳」を「十八歳」に改める。

(国籍法の一部改正)

第十二條 国籍法(昭和二十五年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項及び第五條第一項第二号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十四條第一項中「二十歳」を「十八歳」に、「二十二歳」を「二十歳」に改める。

第十七條第一項中「二十歳」を「十八歳」に改める。

(国籍法の一部改正)

第十三條 この法律の施行の際に前条の規定による改正前の国籍法第三條第一項に規定する要件(法務大臣に届け出ることを除く。)に該当する者であつて十六歳以上のものは、前条の規定による改正後の国籍法(以下この条において「新国籍法」という。)第三條第一項の規定にかかわらず、施行日から二年以内に限り、なお従前の例により日本の国籍を取得することができる。

2 新国籍法第十四條第一項の規定は、施行日以後に外国の国籍を有する日本国民となつた者又はこの法律の施行の際に二十歳未満の者について適用し、この法律の施行の際に外国の国籍を有する日本国民で二十歳以上のものの国籍の選択については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際に外国の国籍を有する日本国民で十八歳以上二十歳未満のものは、新国籍法第十四條第一項の規定の適用については、この法律の施行の際に外国及び日本の国籍を有することとなつたものとみなす。

4 この法律の施行の際に国籍法第十二條の規定により日本の国籍を失つていた者で十六歳以上のものは、新国籍法第十七條第一項の規定にかかわらず、施行日から二年以内に限り、なお従前の例により日本の国籍を取得することができる。

(社会福祉法の一部改正)

第十四條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「二十年」を「十八年」に改める。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法等の一部改正)

第十五條 次に掲げる法律の規定中「二十歳」を「十八歳」に改める。

一 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)別表第一から別表第五まで

二 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第五條第一項第二号

三 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)別表の下欄第一号

四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第一百一十一号)第三條第一項第一号

(旅券法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 施行日前にされた旅券の発給の申請に係る処分については、前条の規定による改正後の旅券法第五條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 施行日前にされた性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、附則第十五條の規定による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第十八條 次に掲げる法律の規定中「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

一 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十條第七号の二

二 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六條の九第一項(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項中「二」を「いづれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「次号において同じ」を加え、「十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。」を削り、同項第二号中(前号に規定する子に限る。)を削る。

附則第十四條第一項中「二」を「いづれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「次号において同じ」を加え、「十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。」を削り、同項第二号中(前号に規定する子に限る。)を削る。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十條 施行日の前日において恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料について前条の規定による改正前の恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する恩給法第七十五条第三項及び前条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（以下この条において「新昭和五十一年恩給法等改正法」という。）附則第十四条第一項の規定の適用については、恩給法第七十五条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、新昭和五十一年恩給法等改正法附則第十四条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子（十八歳以上二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。
 （たばこ事業法の一部改正）
第二十一條 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
第三十一條 第九号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に改める。
第四十條 第一項中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。
第二十二條 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
第二條 第四号中「第十六条において同じ」を削る。
第十六條 を削り、第十七條を第十六條とする。
第十八條 の前の見出しを削り、同条中「第十六條第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。」を削り、「第十二條の四第二項（第十六條第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により第十二條の四第一項」を「同條第二項の規定により同條第一項」に改め、同條を第十七條とし、同條の前に見出しとして「罰則」を付する。
第十九條 中「第十六條第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。」を削り、同條を第十八條とする。
第二十三條 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
第八條 第五号を次のように改める。
 五 未成年者

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二十四條 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
附則第八條 及び第九條を次のように改める。
第八條 及び第九條 削除
附則 に関する経過措置
第二十五條 施行日前にした行為及び附則第十三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第二十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	野田	聖子
法務大臣	上川	陽子
外務大臣	河野	太郎
財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	齋藤	健
経済産業大臣	世耕	弘成
国土交通大臣	石井	啓一

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。
 御名 御璽
 平成三十年六月二十日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十号
 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律
 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第十五條」を「第十五條の三」に改める。
 第四條第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。
 一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項
 第三章中第十五條の次に次の二條を加える。
 （解釈及び適用の確認等）
第十五條 の二 公共施設等の管理者等（第二條第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。
 2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。
 3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下この項及び第八十五條において同じ。）の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。
 4 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。
 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。
 6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
 7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。
第十五條 の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。
 第二十三條に次の一項を加える。

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	野田	聖子
法務大臣	上川	陽子
外務大臣	河野	太郎
財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	齋藤	健
経済産業大臣	世耕	弘成
国土交通大臣	石井	啓一